

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第124号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(単身で入居することができる障害者に係る障害の程度)

第4条の2 条例第6条第1項第3号イに規定する別に定める程度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から4級までに該当する程度
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までに該当する程度(知的障害にあつては、これと同程度)

2 条例第6条第1項第3号ウに規定する別に定める程度は、恩給法別表第1号表ノ2に該当する程度又は同法別表第1号表ノ3に掲げる第1款症に該当する程度とする。

第21条中「第34条第3項」の右に「及び第34条の2第2項」を加える。

第22条本文中「第4条の2」を「第4条の3」に改める。

別表第3 1 洛西北福西市営住宅の項中「4,900」を「5,300」に改める。

別記様式中「よる」を「より」に、「又は指示」を「若しくは指示を行い、又は同条例第34条の2第1項の規定による調査」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)